令和 4 年 4 月 19 日 課 名 警察本部交通部運転免許課 担当者 課長 奥田 内 線 703-210

令和2年改正道路交通法の施行における概要と運用について

1 要旨・目的

令和2年6月に道路交通法の一部を改正する法律が成立・公布され、高齢運転者対策の 充実・強化及び第二種免許等の受験資格の見直し等について、令和4年5月13日から施 行されるもの。

2 現状・背景

_

3 概要

(1) 対象者

運転免許保有者

(2) 事業内容(実施内容)

ア 高齢運転者対策の充実・強化

(ア) 運転技能検査の新設

75 歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検 し、基準に達しない場合は運転免許証の更新をしない。

- (イ) サポートカー限定免許制度の新設 本人からの自主的な申請により、運転できる車両をサポートカーに限定する条件 を付与する。
- (ウ) 高齢者講習の見直し 2時間の講習に一本化され、運転技能検査の受検者は、実車指導が除外される。
- (エ) 認知機能検査結果の判定区分及び検査方法の見直し等
 - 結果の判定を3区分から2区分へ変更
 - ・ 検査項目から, 時計描画を削除
- イ 第二種免許等の受験資格の見直し
 - (ア) 第二種免許等の受験資格要件の緩和

特別な教習を修了した者については、第二種・大型・中型自動車免許の受験資格 要件を19歳以上・普通免許等保有1年以上に緩和する。

(イ) 若年運転者期間の新設

上記(ア)の特例を受けて第二種免許等を取得した者については,「若年運転者期間」を設けて,この期間に基準に該当する違反行為をした者は,若年運転者講習の受講が義務付けられる。

(3) スケジュール

令和4年5月13日から施行

(4) 予算(国庫・単県)

_

(5) 今後の対応

ア 運転技能検査等の運用

公安委員会において,自動車教習所等で基準に達しなかった者及び更新切迫者等に 対し,運転技能検査,認知機能検査,高齢者講習を実施する。

イ 臨時認知機能検査の全件実施

公安委員会において, 臨時認知機能検査を, 原則全件実施することにより, 自動車 教習所等の負担を軽減し, 高齢者講習等の受入体制の拡大を図る。

4 その他 (関連情報等)

県警察ホームページ等により周知する。

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police1/koureishakoushu.html